(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
宮城県		栗原市
		柴田町
		村田町
	加美	加美町
福島県		二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	南会津町
鹿児島県		霧島市

○総務省告示第百二十五号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第百二十八号（平成二十六年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

二及び三を次のように改める。

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		弘前市
	東津軽	平内町
富山県		魚津市
長野県		木曽町
	北安曇	白馬村、小谷村
岐阜県		高山市
三重県		熊野市、いなべ市
京都府		福知山市
兵庫県		洲本市、丹波市
	美方	香美町
島根県		雲南市
岡山県		新見市
山口県		岩国市
高知県		高知市、安芸市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市
大分県		杵築市、豊後大野市

三　令第四十五条第一項の地域

(一)　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		弘前市
	東津軽	平内町
富山県		魚津市
長野県		木曽町
	北安曇	いなべ市
三重県		洲本市、丹波市
兵庫県		香美町
	美方	雲南市
島根県		新見市
岡山県		岩国市
山口県		高知市、安芸市、四万十市、香南市、香美市
高知県		豊後大野市
大分県		

(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
長野県	北安曇	小谷村
岐阜県		高山市
京都府		福知山市
高知県		安芸市

○総務省告示第百二十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年法律第百八号」という。）附則第百二十条第一号の規定により」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成二十八年度以後の各年度における追加費用として、」に、「以下「地共済組合」に、「追加費用として平成二十七年度以降の各年度において負担すべき金額は」を「、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項に定める厚生年金保険給付に係る負担すべき金額については」に、「特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」を「法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人及び法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人等」という。）」に、「当該組合」を「当該地共済組合」に、「昭和五十九年三月三十一日において役員であつた者で同年四月一日以後も引き続き役員であるものを除く。）又は当該」を「法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）又は」に改め、「連合会役職員」の下に「（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）」を加え、「掛金の標準となる給料又は仮定給料（当該年度の四月一日後において当該給料又は仮定給料の改定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十四条第四項の規定の改正に伴うものを含む。）が行われ、かつ、その改定が同日に遡及して実施された場合にあつては、当該改定前の掛金の標準となつた給料又は仮定給料をいう。以下同じ。）の給額（当該特定地方独立行政法人、当該職員引継一般地方独立行政法人、当該定款変更一般地方独立行政法人又は当該職員引継等合併一般地方独立行政法人」を「標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人、当該職員引継一般地方独立行政法人、当該定款変更一般地方独立行政法人又は当該職員引継等合併一般地方独立行政法人」を「当該特定地方独立行政法人等」に、「掛金の標準となる給料又は仮定給料」を「標準報酬月額」に改め、「得た額とする」の下に「。以下同じ」を加え、「追加費用率」を「厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率」に改める。